

協議会各委員意見等取りまとめ（平成 28 年度～平成 30 年度）

供給に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックを作っている会社が多く整理される必要がある。(医師会) ・オーソライズドジェネリックが増えてきていることや生活保護でのジェネリックへの切り替えといったことで薬剤師の意識も高まっている。(薬剤師会) ・ジェネリックの品質確保、安定供給の確保が必要(医師会)(私立病院協会)(協会けんぽ)(医療局) ・安定性、生物学的同等性、添加物等のデータがそろっていること、適応症が同じであることが使用促進のために大切(私立病院協会) ・発売後に、製造中止となる事例が非常に多いことは、ジェネリックの採用が難しくなることにつながる。(医大付属病院) ・ジェネリックは、売上に対する、物流・保管容積が大きくなる。中止品の発生は流通側にも影響が大きい。(卸業協会) ・信頼性の高いジェネリックメーカーが市場に残れるよう取り組んでいるが、必ずしもそうでないメーカーも市場に残っている。(ジェネリック製薬協会) ・高齢者は自分に合った薬は長く使いと考える方も多く安定供給が望まれる。(老人クラブ連合会) ・ジェネリックの採用にあたり、血中濃度等のデータについて、比較しやすいように条件等を統一してほしい。(県立病院) ・製剤の性状により、先発品しか選択できない製剤がある。(県立病院)
薬局・医療機関等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックを信頼していない医師も多い。(医師会) ・歯科でもジェネリックの使用割合に応じた加算点数が出たことにより、歯科全体で取組みをしている。(歯科医師会) ・ジェネリックに対する変更不可のチェックが多い、最近是一般名処方も増えてきており変えやすくなっている。(薬剤師会) ・岩手県では、後発率 80%を超えているが大きなトラブルは発生していないようだ。(私立病院協会) ・ジェネリックにより入院してきた患者の持参薬の種類が増え、確認作業が煩雑になっている。(医大付属病院) ・情報提供については、なかなか医師と面会させていただけないという状況もある。(ジェネリック製薬協会) ・地域フォーミュラリーで選定が進んでいけば、流通側の管理にも有効である。(卸業協会)

患者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一定層の患者で、ジェネリックを使わないという層がある。(医大病院) ・被保険者のコールセンターへの相談件数は少なくなっており、半数は切替え方法であり、ジェネリックの周知は進んできているのではないか。(国保連)
行政に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国の既存薬の合剤について新薬という扱いはおかしいのではないか。(医師会) ・啓発事業について、テレビスポットも一定の効果があると思うが、ラジオ番組も検討してはどうか。(薬剤師会) ・啓発 CM について、60、70 代の方がみられる時間とする工夫が必要。(県立病院) ・啓発事業に関しては、常時医療受診していない人を対象とする必要もある。(老人クラブ連合会) ・差額通知をする際に、販売中止品が医薬品マスターに掲載されたままだと支障が生ずる (国保連) ・製造中止品に関して、国等で販売中止となる医薬品の情報をまとめて提供してほしい。(医大附属病院) ・大きな病院は電子カルテを一般名にすることが困難であり、電子カルテの仕様などが国等で定められないか。(県立病院) ・先発品しか選択できない患者の場合、同一患者に何度も差額通知が届き、説明に苦慮することがある。(県立病院)

協議会各委員意見等取りまとめ（令和元年度）

1 各団体の課題や取組状況

【各団体の取組状況】

- ・診療所における使用割合の向上を目指し、啓発ポスターを活用して普及促進。（岩手県医師会）
- ・県内 13 の地区別講習会で「外来後発医薬品使用体制加算」の説明を実施。（岩手県歯科医師会）
- ・所属する病院は、後発品の処方促進に同意し、処方割合の目標は 80%以上としている。（岩手県私立病院協会）
- ・取扱メーカーの絞り込み。（岩手県卸業協会）
- ・使用状況可視化ツールを用いて外用薬の使用割合の低い 125 医療機関・106 薬局に「お知らせ」送付事業を実施。（協会けんぽ岩手支部）
- ・県内全 34 保険者で送付している後発品利用差額通知書の作成、切替実施の確認や保険者への効果額のデータ提供、利用促進パンフレットの選定、共同作成など、保険者事務支援の取組み。（岩手県国保連）
- ・フォーミュラリー導入の検討。（岩手県立東和病院）
- ・医療局としての推奨後発医薬品の選定と各病院への通知。（岩手県医療局）

【課題】

- ・倉庫スペースの占有率増大、処方品目の変更、名称変更、返品問題による損失増（岩手県卸業協会）
- ・外用薬と若年層の使用割合が低く対策に苦慮している。（協会けんぽ岩手支部）

2 協議会で調整・検討すべき事項

【一般県民に向けた取組】

- ・岩手県の後発医薬品の普及率（使用率）と安全性等について県民に周知する。（歯科医師会）
- ・使用促進に係る具体的な施策の検討及び実施（協会けんぽ）
- ・被保険者からのコールセンターに寄せられる意見に、かかりつけ医に相談しづらいという内容があり、気軽に相談できる組織又は相談方法の周知が求められている。（国保連）

【医療機関等に対する取組】

- ・使用割合が低い医療機関に対する働きかけ。（医療局）
- ・医師会への理解を求め、処方箋発行時点で先発医薬品の変更不可を減らす。歯科医師会への処方せん発行と一般名処方の推進。（薬剤師会）
- ・地域フォーミュラリーの紹介・導入病院を講師とした研修会の開催（東和病院）

【医薬品供給に関する取組】

- ・ジェネリック医薬品の品質確保、安定供給の確保が最重要である。（私立病院協

会)

【県・協議会としての取組】

- ・大規模医療機関等を訪問し使用促進への協力を個別に要請する予定であり、訪問案内文の連名通知の実施、県立病院等へのアプローチに対する、岩手県や協議会の協力。(協会けんぽ)

3 その他

- ・使用促進と併せて、県民に対して「上手な医療のかかり方について」のPRをより推進していただきたい。(医師会)
- ・薬価同一での先発品など、制度的な矛盾点を解消することでさらにパーセンテージが上がるのではないかと。(薬剤師会)
- ・様々な視点からの協議は有意義であり、今後も情報共有できるようにお願いしたい。(国保連)

~~~~~

**○御意見等に対する県の取り組みの方向性について**

**【全般】**

制度に関する事項及び全国的な取り組みが必要な事項につきましては、機会を捉えて厚生労働省に申出を行ってまいります。

**【一般県民に向けた取組】**

県民に向けた使用促進の取り組みにつきましては、昨年度に引き続きポスター掲示及びポケットティッシュの配布による周知のほか、県ホームページ、保健所窓口等を活用し、県民の皆様が相談しやすい環境整備に引き続き取り組んでまいります。

また、上手な医療のかかり方の周知については、医療政策室の取り組みを通じて県民の皆様にご理解いただけるよう取り組んでまいります。

**【医療機関等に対する取組】**

御提案に対する各委員の御意見をとりまとめ、関係機関の連携が図られるよう協議会においても取り組んでまいります。

**【医薬品供給に関する取組】**

国と連携し、後発医薬品の製造販売及び流通に携わる関係団体等に対して、品質確保及び安定供給の確保について、引き続き働きかけを行ってまいります。

**【県・協議会としての取組】**

協議会としての取り組みについては、各委員の御意見を元に検討を進めてまいります。また、県への御要望については、別途御相談させていただきたいと考えております。